

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人尼崎武庫川園

社会福祉法人尼崎武庫川園は、すべての職員がその能力を発揮し、活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和10年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1. 計画期間内に、育児休業の取得率を女性職員80%以上、男性職員50%以上とする

<取組内容・実施時期>

- ・令和8年度中に男女が共に活躍できる職場風土づくりや管理者向け意識啓発活動を行う。
- ・令和8年度以降も出生予定の職員へ育児休業制度の周知を行う。

目標2. 全職員の時間外・休日労働時間の平均を15時間未満とする

<取組内容・実施時期>

- ・令和8年度中に生産性向上のための取組を実施し、事例発表を行う。
- ・業務マニュアルの作成など、業務効率化に向けた取り組みについて啓発活動を行う。

女性の活躍に関する情報公表について

社会福祉法人尼崎武庫川園

①女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

- ・役員に占める女性の割合 33.3% (R8.2 現在)
- ・管理職に占める女性の割合 33.3% (R8.2 現在)
- ・男女の賃金の差異
(令和6年度)

| | 男女の賃金差異 |
|-------|---------|
| 全労働者 | 84% |
| 正社員 | 91% |
| パート社員 | 87% |

②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

- ・男女の平均勤続年数の差異

| | |
|----|-------|
| 男性 | 15.4年 |
| 女性 | 14.6年 |

- ・有給休暇取得率
(令和6年度)

全事業所平均 81.6%